

若手・女性研究者奨励金

寄付金付き自動販売機のご案内

～ その1本が、未来をつくる。 ～



 **日本私立学校振興・共済事業団**
Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan





次世代を担う若手研究者と女性研究者の 特色ある研究、独創的な研究を支援する制度です

○ 本奨励金の目的

- ◆ **研究者が自ら考案した研究計画を実現する機会を提供**することにより、
私立大学等が取り組む特色ある多様な教育・研究の次世代の担い手となる**人財の育成を図る**ことを目的としています。
- ◆ 私立大学等に在籍する助教又はポスト・ドクター、勤続年数10年以内の講師の職にある者が一人で行う研究を対象としています（ただし、講師については医歯薬学部は除く）。
 - ☞若手研究者奨励金：対象年齢39歳以下
 - ☞女性研究者奨励金：応募の年齢制限は設けていません

○ 本奨励金の特徴

- **独創的で先駆的な発展性のある研究**に対し**研究機会を提供**します。
- 基礎研究・応用研究を問わず、**幅広い分野の様々な研究を対象**としています（分野の限定はしません）。
- 応募者のこれまでの研究実績よりも、**研究の特色や独創性**、研究に対する**熱意や将来性を重視**しています。
- **新たな研究に取り組む意欲の向上**や、当該研究の成果を**次の挑戦につなげる**ことを期待しています。
- **研究レポートを広く社会に公表**することで、私立大学等に多様で特色ある研究の取り組みがあることの周知を図ります。

若手・女性研究者奨励金とは



未来をつくる 若手研究者と女性研究者のための “社会一般からの寄付”による研究奨励金制度です

○ 選考について

- 選考にあたっては、有識者による選考委員会を設置し、**人財育成の観点**を重視しつつ**厳正な審査**を行っています。
- 審査は、**研究の特色**や**独創性**、研究に対する**動機**や**熱意**及び**将来性**のほか、**研究計画の妥当性**等の観点から私学事業団が定める**若手・女性研究者奨励金採択基準**に基づき行います。
- 奨励金の交付にあたっては、贈呈書をお渡しします。
2022年度（令和4年度）は、若手研究者奨励金37件、女性研究者奨励金38件を採択し、総額3,000万円を交付しました。

○ 本奨励金のしくみ

- 若手研究者と女性研究者のための**“社会一般からの寄付による”**研究奨励金制度です。
- 研究者が“**社会の支援により研究に取り組むことができた**”ことを実感し、自らの取り組みを社会に還元することで本奨励金制度が、**社会と私立大学等をつなぐ仕組み**となることを期待しています。
- 私学事業団では、本奨励金の趣旨にご賛同いただける**企業等法人**や**個人の皆様**にご支援をお願いし、寄付金獲得に努めています。また、“**若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機**”による寄付金募集にも取り組んでいます。

若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機について



私学事業団では、本奨励金の財源確保として
“寄付金付き自動販売機” 設置について
学校法人の皆様にご協力をお願いしています



○ 寄付金付き自動販売機の目的

- 広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援者の輪の拡大を図ります。
- 研究者に対し、本制度の周知を図り、研究意欲と応募意欲の向上につなげます。
- 購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

○ 寄付金付き自動販売機設置のメリット

設置にご協力いただいた学校法人に

寄付者への御礼 として、以下の「特典」を設けています。（内容は見直されることがあります）

- 若手研究者奨励金、女性研究者奨励金 のいずれかについて **応募枠を1枠追加** します。
（複数の大学等を設置している場合、寄付金付き自動販売機の設置場所にかかわらず、設置台数1台につき
いずれか1校に応募枠を1枠追加します。1校に応募枠を2枠追加することはできません。）
- 1年間の寄付金額（法人単位）が20万円を超える場合、**さらに1枠を追加** します。

～その1本が未来をつくる。～

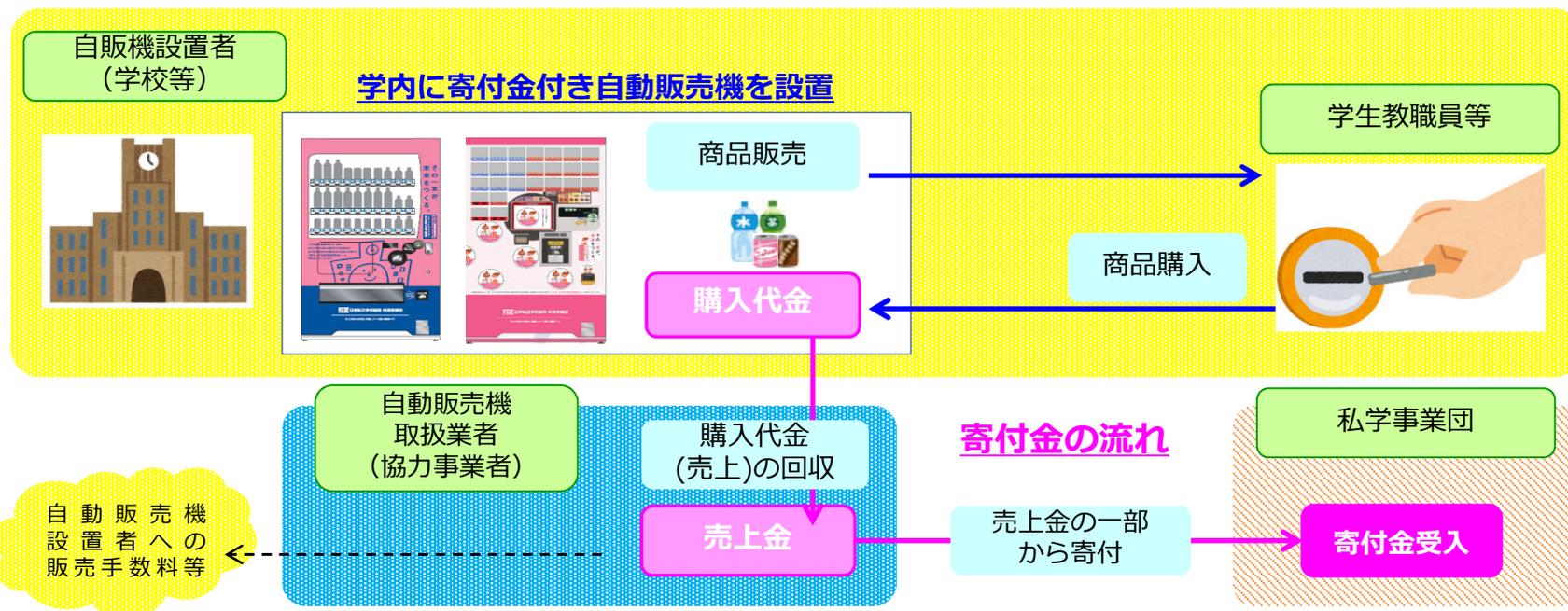


若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機のご案内

“寄付金付き自動販売機”の仕組み

○ 寄付金付き自動販売機の概要

- 売上金の一部が本奨励金への寄付金に充てられます。
- 事業団は、設置について事業者と協力協定を締結し、協力事業者（5頁参照）として認定しています。
- 販売額や1本あたりの寄付金額等はあらかじめ設定していません。
- 寄付金の集金や事業団への振込等は、協力事業者が自販機設置者に代わって行いますのでお手間はかかりません。
- その他自販機の運用上の費用（電気代の扱い等）については、協力事業者と自由に協議ができます。
- 新規導入だけでなく、既に設置している自販機を寄付自販機に転換することが可能な場合があります。



寄付金付き自動販売機設置までの主な手続き

STEP 1 設置をご検討いただける際は、最初に私学事業団までご連絡をお願いします。

STEP 2 私学事業団より全体の流れをご説明します。



STEP 3 **ご希望の協力事業者を選択**
協力事業者（令和4年4月1日現在）

- コカ・コーラグループ
- 株式会社アベックス

STEP 4 **協力事業者と協議**
（設置場所、販売価格、手数料、寄付者、寄付金額、寄付方法、自動販売機のデザイン等）

STEP 5 **最終判断・決定**
（設置の可否、販売価格、手数料、寄付方法、自販機のデザイン等）

STEP 6 **契約を締結**
学校法人等（自動販売機設置者）と協力事業者の間で2種類の契約を締結

- ① 自動販売機設置契約…設置場所、販売価格等の取扱いに関するもの
- ② 寄付金契約…寄付方法、寄付金額、寄付者等の取扱いに関するもの

STEP 7 **設置手続き完了**



自動販売機設置完了から寄付までの主な手続き

STEP 1 寄付金付き自動販売機の運用を開始

STEP 2 **売上金の回収**
(協力事業者が、契約等に基づき**売上金を回収**)

STEP 3 **寄付金を私学事業団に送金**
協力事業者が売上金から、寄付契約に基づく寄付金を私学事業団に送金

※ **設置者(学校法人等)** が寄付金の算出や振込の手続きを行う必要はありません。
(寄付金は、寄付契約に基づき協力事業者が算出し、寄付者名義を明らかにして**私学事業団**に送金します)

STEP 4 **受領書の作成**
設置者が寄付金受領書を必要とする場合は、私学事業団において、寄付金受領書を作成します。
なお、寄付金受領書は**私学事業団**から**協力事業者**を経由してお渡します。

- ※ 寄付金受領書の必要性については、契約時にご協議ください。
- ※ 寄付金受領書の発行は、原則として税の控除を必要とする場合に限りです。
- ※ 商品購入者を寄付者とした場合、不特定多数が寄付者となるので受領書は発行しません

STEP 5 **受領書の受領**
設置者は**協力事業者**より受領書を受け取ってください。
→ **税務申告**に使用できます。



寄付者、寄付金額、寄付方法等について



寄付の方法は、

“寄付者を誰にするか？”により、

次の2つの方法から選択できます



ケース1 自動販売機の設置者（学校法人や関連会社等）を寄付者とする

※ 8頁参照

ケース2 自動販売機の商品購入者（学生教職員等）を寄付者とする

※ 9頁参照

■ 生協や関連会社、管理会社等が契約者となる設置であっても差し支えありません。

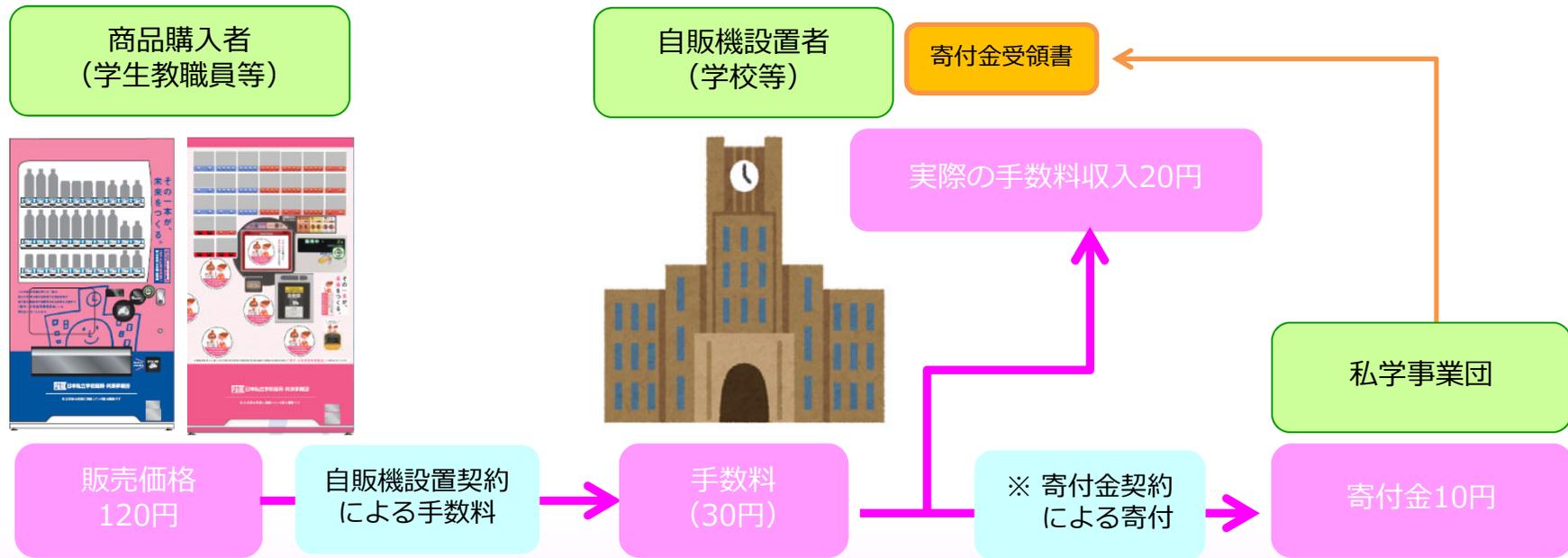
⇒ 寄付者名義に関わらず、設置にご協力いただいた学校法人が設置した自販機としてお取扱いしています。寄付者御礼等のお取扱いも同様です。実態に合わせて設置者や寄付者名義をご検討ください。

※ **自販機設置の契約と併せて「寄付金取扱いに関する契約」を自動販売機を取扱う協力事業者と学校法人等の間で、必ず締結していただきます。**

■ 上記以外のケースを検討する必要がある場合は、お手数ですが私学事業団までお問い合わせください。

ケース1 自販機設置者（学校法人等）を寄付者とする場合

（自販機設置者の受取手数料の一部を寄付金とするケース）

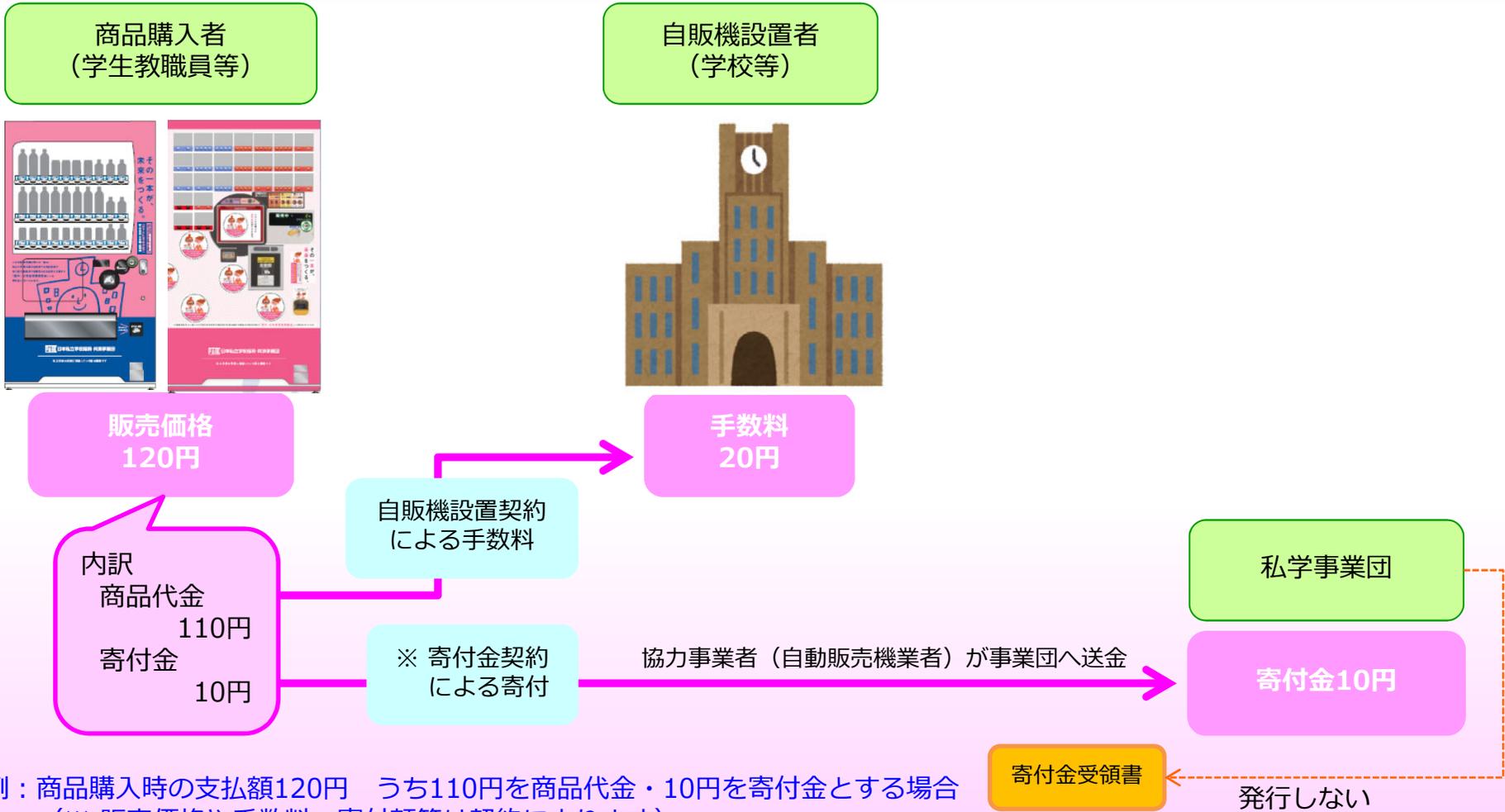


例：手数料が30円 うち10円を寄付金とする場合（※ 販売価格や手数料、寄付額等は契約によります）

- ※ 寄付者となる自販機設置者は特定公益増進法人に対する寄付として**税の優遇措置を受けることが可能**です。
- ※ 自販機設置者には事業団が発行する寄付金受領書をお渡しします。

ケース2 商品購入者（学生教職員等）を寄付者とする場合

(商品購入者が購入代金から直接、寄付金を支払うケース)

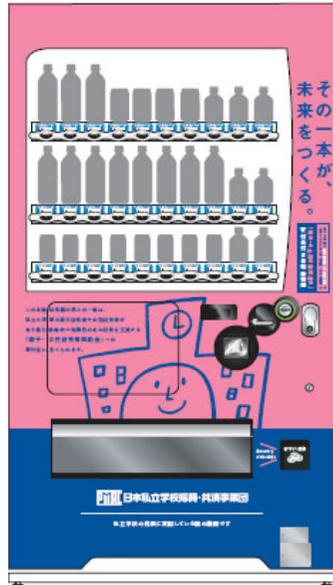


例：商品購入時の支払額120円 うち110円を商品代金・10円を寄付金とする場合
(※ 販売価格や手数料、寄付額等は契約によります)

寄付金付き自動販売機のデザインについて



寄付金付き自動販売機は、 “統一したデザイン”を施工します



- デザインは、2種類のうちから選択してください。
- デザインラッピングの施工費用は、協力事業者が負担します。
- 費用や手続きなどについて設置者が負担するものは一切ありません。

お問い合わせ先

日本私立学校振興・共済事業団

助成部 寄付金課

東京都千代田区富士見1-10-12

T E L 03-3230-7316~7318

E m a i l kifukin@shigaku.go.jp

ご協力よろしくお願いたします

